

枝幸町健康増進計画策定検討会議設置規程

(目的)

第1条 この訓令は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に基づき、住民参加による枝幸町健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、効果的な健康づくりを实践するため、幅広い意見を反映させ、枝幸町長への提言に向けた検討を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の検討を行うために、枝幸町健康増進計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 検討会議は、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる活力のある地域社会とするため、次の基本方針により計画を策定するものとする。

- (1) 一次予防の重視
- (2) 健康づくり支援のための環境整備
- (3) 目標の設定と評価
- (4) 多様な実施主体による連携のとれた効果的な事業の推進
- (5) 国民健康保険等医療費の適正化

(組織)

第4条 検討会議は、委員35名以内で組織する。

2 検討会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が選考し、通知をもって委嘱とする。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 体育関係者
- (4) 文化関係者
- (5) 自治会町内会連絡協議会関係者
- (6) 商工業関係者
- (7) 農林水産業関係者
- (8) 老人クラブ連合会関係者
- (9) 教育関係者

- (10) 児童生徒保護者
- (11) 学識経験者
- (12) 行政関係者
- (13) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日からその年度末までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長1名、副座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第6条 委員に対して、謝礼として1日2,000円を支給する。ただし、地方自治法第204条第1項に規定する常勤の職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する職員が、検討会議の委員を兼ねるときは、その兼ねる検討会議の委員として受けるべき謝礼は支給しないことができる。

(費用弁償)

第7条 委員に対する費用弁償額並びにその支給方法は、枝幸町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年枝幸町条例第40号)を準用して支給する。ただし、地方自治法第204条第1項に規定する常勤の職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する職員が、検討会議の委員を兼ねるときは、その兼ねる検討会議の委員として受けるべき費用弁償は支給しないことができる。

(会議)

第8条 検討会議は、座長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の検討会議は町長が招集する。

2 座長は、検討会議の議長となる。

(専門部会の設置)

第9条 座長は、検討会議の中に必要に応じ、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、座長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に、部会長1名、副部会長1名を置き、当該専門部会の属する委員の互選によりこれを定める。

4 専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第10条 座長は、必要に応じ、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 検討会議の庶務は、保健福祉課が行う。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議において定める。

附 則

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。